

## 枚方市子育て世帯へのギフトカード配付事業業務委託プロポーザル参加資格申請の手引き（要領）

枚方市子育て世帯へのギフトカード配付事業業務委託に係る公募型プロポーザルの応募において、「枚方市競争入札参加資格者名簿」に登録されていない事業者は、次の要領により申請してください。

この申請・審査により新たに参加資格者名簿に登録されることになった事業者については、本事業のみを対象とした登録の取り扱いとします。

### 1. プロポーザル参加申請資格（次の①～⑧の条件をすべて満たす者）

- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- ③ 申請に係る営業に関し、法令上、免許、許可又は登録を要するときは、当該免許、許可又は登録を受けている者であること。
- ④ 令和4年4月1日を基準日として、過去1年間以上の営業実績をもつこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑥ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑦ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第174条第1項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑧ 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者（②に掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（②に掲げる者を除く。）でないこと。

### 2. 受付期間及び提出方法等

|      |   |
|------|---|
| 受付期間 | 令和4年11月1日（火）から令和4年11月8日（火）まで ※必着  |
| 提出方法 | 受付期間内に枚方市子ども未来部子ども青少年政策課へ必着するように郵送、又は下記の業務時間内に持参してください。なお、発送後であっても受付期間内に未着の場合の責任は応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなします。 |

3. 送付先

〈郵送宛先〉 枚方市子ども未来部子ども青少年政策課  
〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

〈持参先〉 枚方市子ども未来部子ども青少年政策課  
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 別館5階

業務時間：平日（9:00～17:30）

4. 提出部数

1部

5. 行政書士による代理申請について

- ・ 代理申請する場合には、申請者欄の余白に行政書士の住所、氏名、電話番号を記入の上、職印を押印してください。
- ・ 代理申請する場合には、申請者本人から申請代理人への委任状（原本）の提出が必要です。
- ・ 申請書等の内容に係る問い合わせは、申請代理人である行政書士に行います。

6. 注意事項

- ・ 作成要領に基づき、その番号順に紙ファイル（A4縦）に綴じてください。（色の指定はありません。）
- ・ 紙ファイルの表及び背に会社名を記入してください。
- ・ 証明書類は、令和4年8月1日以降に発行されたものとします。

7. プロポーザル参加資格申請審査結果の通知について

- ・ 仮登録審査結果の通知は、書類が到着した翌営業日に本市子ども未来部子ども青少年政策課から申請者にFAXにより通知します。

8. その他

問い合わせ先：枚方市役所 子ども未来部子ども青少年政策課  
TEL 072-841-1375

## 提出書類作成要領

(プロポーザル参加資格申請用)

提出書類作成要領に基づき、番号順に紙ファイル (A 4 縦) に綴じてください。(色の指定はありません。)

|   | 提出書類 (部数)                            | 説 明   |
|---|--------------------------------------|---|
| 1 | 受付審査票 (プロポーザル参加資格申請用)<br>[様式プ1] (1部) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・登録希望区分については、その他委託としてください。</li> <li>※業者情報共通入力シートに入力した内容が一部反映されるため、最初に入力必ず入力してください。</li> </ul>  |
| 2 | 営業登録証明書 (写し可) (1部)                   | 当該業務を営業するにあたって、法令、条例上、免許、許可又は登録を要する場合の証明書。  |
| 3 | 委任状 [様式プ2] (1部)                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者以外の者 (支店長、営業所長等) を受任者として、その者の名で本市と契約する場合に提出してください。委任期間は、「枚方市子育て世帯へのギフトカード配付事業業務委託」に限ります。必ず指定様式を使用してください。</li> <li>※業者情報共通入力シートに入力した内容が一部反映されるため、最初に入力必ず入力してください。</li> </ul>  |
| 4 | 誓約書及び使用印鑑届 [様式プ3] (1部)               | <p>提出部数は1部提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用印鑑とは、見積・入札・契約締結・請求等取引上使用する印鑑のことで、役職名又は氏名等が表示されたものに限りします。</li> <li>・代表者が実印を使用する場合はその実印を、実印以外の印鑑を使用する場合は、その印鑑を枠内に押印してください。</li> <li>・委任状を提出した場合は、代表者から委任を受けた者 (受任者) の印鑑が使用印鑑となります。受任者の使用印はプロポーザル参加資格申請書及び委任状の使用印鑑と同じ印鑑を押印してください。</li> <li>※業者情報共通入力シートに入力した内容が一部反映されるため、最初に入力必ず入力してください。</li> </ul> |
| 5 | 社会保険等適用申出書 [様式プ4] (1部)               | <p>代表者以外の者 (支店長、営業所長等) を受任者として、その者の名で本市と契約する場合であっても、<u>代表者名およびその実印としてください。</u></p> <p>※業者情報共通入力シートに入力した内容が一部反映されるため、最初に入力必ず入力してください。</p>  |

|   |                                  |  |
|---|----------------------------------|--|
| 6 | 社会保険等加入状況確認書（各1部）                | 様式4において、各保険の「加入しています。」に✓をした場合は、社会保険等の加入状況が確認できる書類（社会保険等適用申出書内に記載の※1、※2）をそれぞれ添付してください。  |
| 7 | 印鑑証明書（原本）<br>（※原寸大の写し可）<br>（各1部） | 法人の場合は代表者、個人の場合は各市町村発行の印鑑証明書を提出してください。<br>・令和4年8月1日以降に発行されたものに限りません。   |
| 8 | 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可）<br>（1部）    | 個人の場合は不要です。<br>・令和4年8月1日以降に発行されたものに限りません。  |
| 9 | 納税証明書（原本）<br>（※写し不可）<br>（各1部）    | [国税] …「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税」の未納税額がないことを証明する「納税証明書 [法人（様式その3の3）個人（様式その3の2）]」を提出してください。<br>[市税] …本市に納税義務を有する場合は枚方市税に係る「滞納無証明」を提出してください。<br>・令和4年8月1日以降に発行されたものに限りません。 |